

旅券業務:新型コロナウイルス感染拡大を受けた対応

パラナ州政府、サンタカタリーナ州政府政令発出期間中及び同政令終了後2か月以内(2020年3月16日から2021年11月15日まで)に日本国旅券の有効期限が満了された方へ

当館では、2020年3月16日以降、当地における新型コロナウイルス感染拡大に伴う制限措置がパラナ州政府、及びサンタカタリーナ州政府により講じられていた状況に鑑みて、所定の条件を満たす方を対象に、日本国旅券の切替申請時における戸籍謄(抄)本の提出を省略する特例措置を講じてきましたが、今般、両州政府による制限措置が解除される等の状況を踏まえ、本件特例措置の対象となる条件を以下のとおりとすることといたしましたので、お知らせいたします。

●対象となる条件:

- 1 パラナ州政府、サンタカタリーナ州政府政令発出期間中及び同政令終了後2か月以内(2020年3月16日から2021年11月15日まで)の間に現在所持する日本国旅券の有効期限が満了すること。
- 2 上記1の期間に当館管轄州(パラナ州、サンタカタリーナ州)に居住していた事が確認できること。
- 3 現在所持している旅券に記載している人定事項に変更がないこと。

●受付期間:

2021年11月15日まで(当館領事窓口での申請が必要です。)

※ ご不明な点等は、当館領事班までご照会ください。

※ 初めての旅券申請や、戸籍上の氏名や本籍等に変更が生じている場合は、戸籍を確認するため戸籍謄(抄)本の原本提出が必要となり、提出省略の対象とはなりませんのでご注意ください。

(問い合わせ先)

在クリチバ日本国総領事館 領事班

—電話: 41-3322-4919

—e-mail: setorconsular@c1.mofa.jp